

最高裁秘書第1102号

令和8年4月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

3月2日付け（同月9日受付、第070391号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 第27号以降の、最高裁秘書課渉外連絡室作成の渉外レポート
- (2) 第84号以降の、最高裁経理局メールマガジン

2 開示しないこととした理由

1の(1)及び(2)の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）